

京都市男女共同参画センター（ウイングス京都）における 食品自動販売機設置事業者募集要項

京都市では、京都市男女共同参画センター（以下「ウイングス京都」といいます。）敷地内に食品自動販売機を設置していただく事業者（以下「設置事業者」といいます。）を募集します。

なお、この募集要項には概要のみを記載していますので、募集に参加される方は、必ず詳細を仕様書で確認したうえで、各事項を御承知のうえ、お申し込みください。

1 設置目的

災害発生時に無償で食品を提供することのほか、施設利用者の利便性の向上と使用料の増収を図ることを目的として、ウイングス京都敷地内に食品自動販売機を設置します。

2 設置場所、台数、寸法上限、最低使用料

場所及び寸法上限	台数	最低使用料 (税込み)
ウイングス京都敷地内（屋外） 京都市中京区東洞院通六角下る御射山町262番地 W2,500×D1,200×H2,400（単位：mm） ※台数にかかわらず、寸法の上限となります。	1～2台	月額10万円以上（税込み） ※ 売上が年間2,000万円以上となる場合は、上記使用料に加え、総売上額に4%以上を乗じた額（税込み）も加えること。なお、提案使用料減額の申入れには応じません。

※ 設置場所については、指定いたします。詳細は共生社会推進室の指示に必ず従ってください。

※ 寸法上限には、使用電力計測用の子メーター設置場所を含みません。

※ 電気使用量は、設置事業者負担とし、施設の指定管理者から相当額を請求します。

3 取扱商品及び販売価格

(1) 取扱商品

食品

(2) 販売価格

標準販売価格（定価）としてください。

4 設置機種等

別紙仕様書を確認してください。

5 維持管理等

設置事業者において、自動販売機の設置、取扱商品の補充、取扱商品の変更、金銭管理、故障時の対応、定期点検、自動販売機及びその周辺の清掃・美化を自動販売機の設置管理運営に必要な一切の業務を行っていただきます。

6 応募資格要件

仕様書を御確認ください。

7 使用許可の期間

許可日から令和5年3月31日までとします。

※ 設置に時間を要する場合、運用開始までの期間は日割り計算により、使用料を減額します。

8 使用許可の更新

令和5年4月1日以降については、それまでの使用状況や必要性を勘案したうえで支障がないと本市が判断した場合、当初の使用条件を変更しないことを前提として、2年を限度に引き続き使用許可を更新します。

9 申込受付期間（郵送又は持参）

令和4年8月31日（水）～令和4年9月13日（火）必着

郵送の場合：書留郵便で送付してください。

なお、郵便不着の場合は、応募がなかったものと見なしますので御注意ください。

持参の場合：午前9時～正午、午後1時～午後5時の時間に受付します。（土日祝除く）

10 質問及び回答

（1）質問

令和4年8月31日（水）～令和4年9月5日（月）必着

受付時間 午前9時～正午、午後1時～午後5時

（2）回答

令和4年9月7日（水）中に京都市情報館「男女共同参画センターウィングス京都」内に掲載して回答します。

11 設置事業者の決定

（1）決定方法

提出された応募申込書等の応募書類を審査したうえで、仕様書「3 応募資格要件」を満たす者のうち、別紙2「評価表」により、共生社会推進室にて審議のうえ、最も評価の高い応募者（最低60点以上）を設置事業者に決定します。

ただし、参加者が一者のみであっても、成立するものとします。

（2）決定予定日

令和4年9月中旬頃

（3）決定後の公表

京都市情報館「男女共同参画センターウィングス京都」内において、決定された設置事業者を含む参加事業者、評価点を公表します。

【問合せ先】

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市 文化市民局 共生社会推進室 男女共同参画推進担当

TEL 075-222-3091 FAX 075-366-0139

E-mail danjo@city.kyoto.lg.jp（担当：西川、平出）